

○技能職員の就業規則

〔 令和 2 年 3 月 31 日 〕
規 則 第 5 号

改正 令和 4 年 11 月 24 日 規則第 4 号
令和 5 年 8 月 15 日 規則第 6 号
令和 5 年 12 月 22 日 規則第 12 号

(目的)

第 1 条 この就業規則は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号) 第 89 条の規定に基づき、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 57 条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(以下「技能職員」という。)の就業条件等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間、休暇)

第 2 条 技能職員の勤務時間、休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 17 年条例第 3 号。以下「勤務時間条例」という。)の適用を受ける職員の例による。

(定年前三任用短時間勤務職員の勤務時間及び休暇)

第 3 条 地方公務員法 第 22 条の 4 第 1 項又は 第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された技能職員(以下「定年前三任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間及び休暇については、勤務時間条例の適用を受ける 定年前三任用短時間勤務職員の例による。

(給料)

第 4 条 技能職員には、正規の勤務時間における勤務に対する報酬として給料を支給する。
2 給料には、第 8 条に規定する手当は含まないものとする。

(給料表等)

第 5 条 給料表は、別表第 1のとおりとし、技能職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、別表第 2に定めるとおりとする。

(初任給)

第 6 条 新たに給料表の適用を受けることとなる技能職員の号給は、別表第 3に掲げるところにより決定した号給とする。
2 修学年数及び経験年数による初任給の調整については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年条例第 18 号)の適用を受ける職員(以下「一般職員」という。)の例による。

(昇給等)

第 7 条 技能職員の職務の級を決定するために必要な資格は、別表第 4に定める級別資

格基準表のとおりとする。

- 2 技能職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 3 前各項に規定するもののほか、技能職員の昇給、昇格、降格及び昇給の期日等については、一般職員の例による。

(諸手当)

第8条 技能職員には、給料のほか、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 住居手当
- (3) 通勤手当
- (4) 時間外勤務手当
- (5) 休日勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当
- (8) 退職手当

第9条 期末手当の支給について次の各号に掲げる一般職の職員の給与に関する条例第17条第5項において規則で定めることとされている事項については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 規則で定める職員の区分 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して組合長の定めるもの
- (2) 規則で定める職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲で規則で定める割合 組合長の定める技能職員の区分に応じて100分の10を超えない範囲内で組合長の定める割合

(給与額等)

第10条 第8条各号に規定する手当の額、その支給の方法、支給の期日及び休職者の給与等については、この就業規則に定めるものを除くほか、一般職員の例による。

(定年前提任用短時間勤務職員の給与等)

第11条 定年前提任用短時間勤務職員の給与等については、第5条の規定を除くほか、一般職員の再任用職員の例による。

(安全衛生)

第12条 技能職員は、常に保健、衛生及び職場の安全に留意し、これに関する指示に従わなければならない。

- 2 技能職員の健康診断の方法及びその結果の措置等については、一般職員の例によるほか、組合長が必要と認めるときは、特別健康診断を受けさせることができる。
- 3 技能職員は、安全管理に関する法令を忠実に守り、災害防止に努めなければならない。

(旅費)

第13条 旅費の額及びその支給方法は、一般職員の例による。

附 則 (令和2年3月31日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において一般職員の給与に関する条例第3条第1項別表第1の行政職給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表第6に定める号給とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日から別表第1の技能職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料額が切替日前日において受けていた給料額に達しないこととなる職員には、その者の受ける給料額が昇給等により切替日前日において受けていた給料額に達するまで、切替日前日までの給料額の差額に相当する額を給料として支給する。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

5 前項に規定するもののほか、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年条例第6号)による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第24号)第3条の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置については、一般職員の例による。

附 則 (令和4年11月24日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の技能職員の就業規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の技能職員の就業規則の規定を適用する場合においては、改正前の技能職員の就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能職員の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和5年8月15日規則第6号)

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
- (5) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年香南香美老人ホーム組合条例第7号）をいう。
- (6) 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）をいう。

(技能職員の就業規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能職員の就業規則第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能職員の就業規則第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、同規則第3条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 技能職員の就業規則第6条及び第7条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則（令和5年12月22日規則第12号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月25日から施行し、この規則による改正後の技能職員の就業規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の技能職員の就業規則の規定を適用する場合には、改正前の技能職員の就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能職員の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第5条関係）

技能職給料表

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800

32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500

68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200		
103	230,900	264,500	300,500		

	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

短時間 勤務職 員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700
-----------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

別表第2（第5条関係）

級別職務分類表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う技能職員の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務
4級	困難な業務を行う技能職員の職務
5級	職員を指揮指導する職務

別表第3（第6条関係）

初任給基準表

学歴免許	初任給
高校卒	1級17号給

別表第4（第7条関係）

給別資格基準表

区分	学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級
正規の試験	高校卒		8	4	4	2
		0	8	12	16	18

備考 この表の職務の級欄に掲げる上段の数字は当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許欄に掲げる者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

別表第5（第7条関係）

昇格した日前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13

30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29

62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	38
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	39

94	51	62	63	39
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	40
100	54	64	66	40
101	55	65	67	40
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	66	73	
110	58	66	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	67	75	
114	59	67	75	
115	60	67	76	
116	60	68	76	
117	61	68	76	
118	61	68	76	
119	62	68	76	
120	62	68	76	
121	63	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	

126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第6（附則第2項関係）

技能職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級			
	1級	2級	3級	4級
1	13	9	17	5
2	14	10	18	6
3	15	11	19	7
4	16	12	20	8
5	17	13	21	9
6	18	14	22	10
7	19	15	23	11
8	20	16	24	12
9	21	17	25	13
10	22	18	26	14
11	23	19	27	15
12	24	20	28	16
13	25	21	29	17
14	26	22	30	18
15	27	23	31	19
16	28	24	32	20
17	29	25	33	21
18	30	26	34	22
19	31	27	35	23
20	32	28	36	24
21	33	29	37	25
22	34	30	38	26
23	35	31	39	27
24	36	32	40	28
25	37	33	41	29
26	38	34	42	30
27	39	35	43	31
28	40	36	44	32

29	41	37	45	33
30	42	38	46	34
31	43	39	47	35
32	44	40	48	36
33	45	41	49	37
34	46	42	50	38
35	47	43	51	39
36	48	44	52	40
37	49	45	53	41
38	50	46	54	42
39	51	47	55	43
40	52	48	56	44
41	53	49	57	45
42	54	50	58	46
43	55	51	59	47
44	56	52	60	48
45	57	53	61	49
46	58	54	62	50
47	59	55	63	51
48	60	56	64	52
49	61	57	65	53
50	62	58	66	54
51	63	59	67	55
52	64	60	68	56
53	65	61	69	57
54	66	62	70	58
55	67	63	71	59
56	68	64	72	60
57	69	65	73	61
58	70	66	74	62
59	71	67	75	63
60	72	68	76	64

61	73	69	77	65
62	74	70	78	66
63	75	71	79	67
64	76	72	80	68
65	77	73	81	69
66	78	74	82	70
67	79	75	83	71
68	80	76	84	72
69	81	77	85	73
70	82	78	86	74
71	83	79	87	75
72	84	80	88	76
73	85	81	89	77
74	86	82	90	78
75	87	83	91	79
76	88	84	92	80
77	89	85	93	81
78	90	86	94	82
79	91	87	95	83
80	92	88	96	84
81	93	89	97	85
82	94	90	98	86
83	95	91	99	87
84	96	92	100	88
85	97	93	101	89
86	98	94	102	90
87	99	95	103	91
88	100	96	104	92
89	101	97	105	93
90	102	98	106	94
91	103	99	107	95
92	104	100	108	96

93	105	101	109	97
94		102	110	
95		103	111	
96		104	112	
97		105	113	
98		106	114	
99		107	115	
100		108	116	
101		109	117	
102		110	118	
103		111	119	
104		112	120	
105		113	121	
106		114	122	
107		115	123	
108		116	124	
109		117	125	
110		118	126	
111		119	127	
112		120	128	
113		121	129	
114		122		
115		123		
116		124		
117		125		
118		126		
119		127		
120		128		
121		129		
122		130		
123		131		
124		132		

125		133		
-----	--	-----	--	--